

帯広圏都市計画高度利用地区の変更（帯広市決定）

都市計画高度利用地区を次のように変更する。

種 類	面 積	建築物の 容積率の 最高限度	建築物の 容積率の 最低限度	建築物の 建ぺい率 の最高限度	建築物の 建築面積 の最低限度	備 考
高度利用地区 （二八西地区）	約0.8ha	65/10 以下	30/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上	

種 類	面 積	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建ぺい率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	備 考
高度利用地区 (駅前北地区)	約2.1ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上	
高度利用地区 (駅前南地区)	約3.9ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上	
高度利用地区 (西3・9周辺地区)	約2.0ha	50/10 以下	20/10 以上	8/10 以下	200㎡ 以上	
計	約8.0ha					
ただし、建築物の建ぺい率の最高限度は、建築基準法第53条第3項各号のいずれかに該当する建築物にあっては10分の1を、同項各号のいずれにも該当する建築物又は同条第5項第1号に該当する建築物にあっては10分の2を加えた数値とする。						

「位置、区域及び壁面の位置の制限は、計画図表示のとおり。」

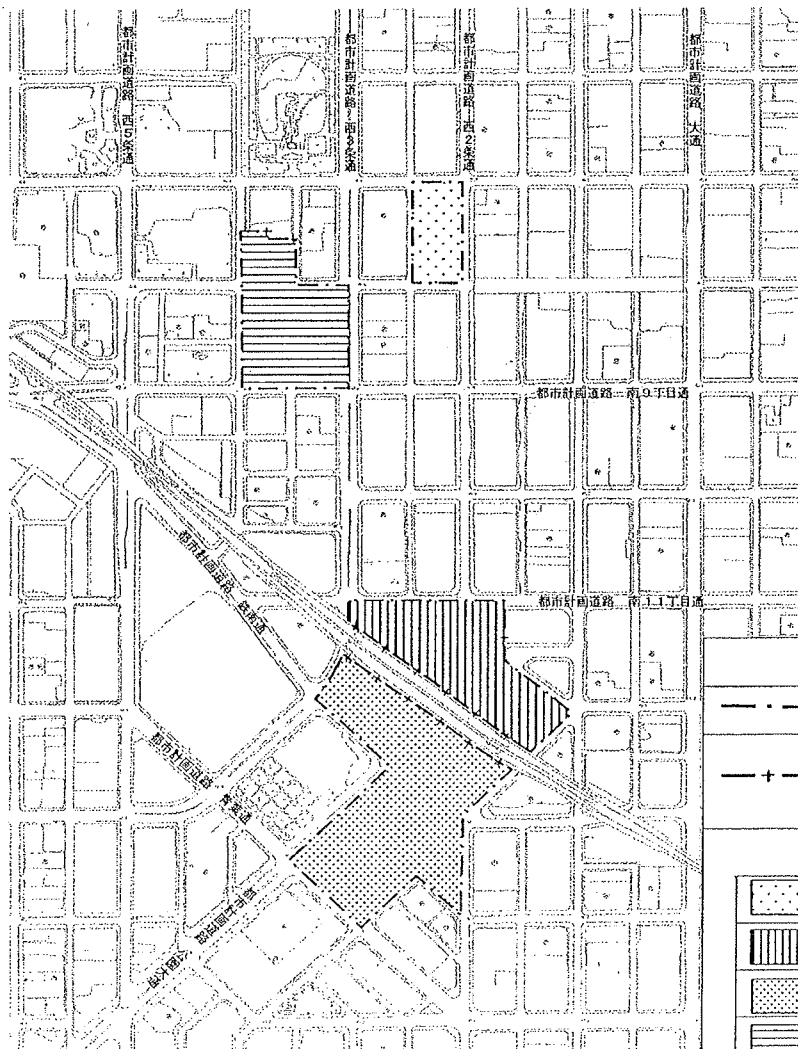
理由

民間の市街地再開発事業により整備される「西3・9周辺地区」について、市街地再開発事業の効果の維持及び増進と高度利用を促進する目的のため、高度利用地区に追加する。

位置図



計画図



凡 例	
	道路中心
	上記以外の境界による
高度利用地区	
	二八西地区
	駅前北地区
	駅前南地区
	西3・9周辺地区

帯広圏都市計画高度利用地区 西3・9周辺地区 計画図 (帯広市)

